



県 章

滋賀県公報

令和 8 年 (2026 年)
3 月 26 日
号 外 (2)
木 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

- ※滋賀県部等設置条例等の一部を改正する条例 (人事課) 6
- ※滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例 (人事課) 7
- ※滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例 (人事課) 8
- ※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (行政経営推進課) 9
- ※滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) 9
- ※滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) 14
- ※滋賀県公告式条例の一部を改正する条例 (総務課) 18
- ※滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例 (国スポ・障スポ大会局) 19
- ※滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (医療保険課) 20
- ※滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例 (県民活動生活課) 20
- ※琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例 (税政課) 21
- ※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 21
- ※滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例 (財政課) 22
- ※滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例 (総務課) 22
- ※滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例 (総務課) 23
- ※滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 (医療福祉推進課) 24
- ※滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例 (障害福祉課) 24
- ※滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例 (医療保険課) 24
- ※滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例 (生活衛生課) 25
- ※滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課) 26
- ※滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境政策課) 30
- ※滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (経営課) 31
- ※滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (病院事業庁) 31
- ※滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (びわこボートレース局) 32
- ※滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例 (教職員課) 32
- ※滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (教職員課) 33
- ※滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止する条例 (スポーツ課) 33
- ※滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 (警務課) 33

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県部等設置条例等の一部を改正する条例 (条例第 4 号)

- 1 文化スポーツ部および商工観光労働部を再編し、新たに観光文化スポーツ部および商工労働部を置くとともに、

土木交通部を再編し、新たに県土整備部および交通まちづくり部を置くこととしました。(第1条の規定による改正後の第1条関係)

2 観光文化スポーツ部、琵琶湖環境部、商工労働部、県土整備部および交通まちづくり部の分掌事務を定めることとしました。(第1条の規定による改正後の第2条関係)

3 その他

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

(2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ **滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例**(条例第5号)

1 滋賀県知事公室建設工事等総合評価審査委員会、滋賀県観光文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会、滋賀県商工労働部建設工事等総合評価審査委員会、滋賀県県土整備部建設工事等総合評価審査委員会および滋賀県交通まちづくり部建設工事等総合評価審査委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとしました。(別表関係)

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

3 その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ **滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例**(条例第6号)

1 職員の定義に競走事業の事務部局に常時勤務する地方公務員を追加することとしました。(第1条関係)

2 知事の事務部局の職員、議会の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、人事委員会の事務部局の職員、地方公営企業の事務部局の職員、競走事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとしました。(第2条関係)

3 競走事業の事務部局の職員の定数の当該部局内の配分は、競走事業管理者が定めることとしました。(第3条関係)

4 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

○ **滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**(条例第7号)

1 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(別表関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ **滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例**(条例第8号)

1 任命権者は、職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、一定の期間ごとの期間につき勤務時間が1週間当たり38時間45分となるように、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができることとしました。(第1条、第8条および第11条関係)

2 週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることができることとするに伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。(第1条から第11条まで関係)

3 その他

(1) この条例は、令和9年1月1日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ **滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**(条例第9号)

1 新たに第2種初任給調整手当を支給することとしました。(第1条の規定による改正後の第2条および第9条の3、第3条の規定による改正後の第2条、第4条の規定による改正後の第2条および第6条、第5条の規定による改正後の第2条および第4条の2ならびに第6条の規定による改正後の第3条および第10条の3関係)

2 通勤手当について、自動車を使用する場合に係る支給限度額および自動車の駐車のための施設を利用している場合の加算限度額を引き上げることとしました。

また、通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合にはその翌月の人事委員会規則で定める日に支給することとしました。(第1条の規定による改正後の第11条および第6条の規定による改正後の第12条関係)

3 その他

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

(2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

- 滋賀県公告式条例の一部を改正する条例(条例第10号)
 - 1 条例および規則の公布に当たって行う知事の署名について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含むこととしました。(第2条および第3条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
 - 3 その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例(条例第11号)
 - 1 題名を改めることとしました。(題名関係)
 - 2 基金の目的を、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの愛称で開催された第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の成果を継承し、本県のスポーツの振興を図ることに改めることとしました。(第1条関係)
 - 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第12号)
 - 1 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗ずる割合を、零(改正前10,000分の2.8)に改めることとしました。(第2条関係)
 - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(条例第13号)
 - 1 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として令和8年6月30日まで指定を受けている特定非営利活動法人しがNPOセンターを、令和13年6月30日まで再度指定することとしました。(本則関係)
 - 2 この条例は、令和8年7月1日から施行することとしました。
 - 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- 琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例(条例第14号)
 - 1 この条例の施行後5年を目途として、琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号)の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事としました。(付則関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第15号)
 - 1 登録免許税法(昭和42年法律第35号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第2条関係)
 - 2 工業技術総合センター試験等手数料について、化学分析に係る新たな手数料を追加することとしました。(別表第5関係)
 - 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)等の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(別表第53関係)
 - 4 この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める日から施行することとしました。
 - (1) 2の規定 令和8年4月1日
 - (2) 3の規定 令和8年5月1日
 - (3) 1の規定 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日
- 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(条例第16号)
 - 1 工業技術総合センター使用料の額の改定を行うこととしました。(別表関係)
 - 2 東北部工業技術センター設備使用料の額の改定を行うこととしました。(別表関係)
 - 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例(条例第17号)
 - 1 公示の方法による聴聞の通知等は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする事としました。(第14条、第21条および第28条関係)
 - 2 その他
 - (1) この条例は、令和8年5月21日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 滋賀県公益認定等委員会の委員の要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を追加することとしました。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 福祉用具等に係る業務を廃止することとしました。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
- 3 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

○ 滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準、子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合、子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合および子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲について必要な事項を定めるものとしました。(第18条～第21条関係)
- 2 その他
 - (1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。ただし、(2)は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとしました。
 - (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設に係る基準を定めることとしました。(別表第1および別表第2関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 道路占用料の額を改めることとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第2章の2および第3章第1節の規定は、条例別表第12号または第15号に掲げる事業であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮の観点から条例第2章の2および同節の規定による手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについては、適用しないこととしました。ただし、当該事業を実施しようとする者が知事に当該事業について同章または同節の規定の適用を受ける旨の申出をした場合における当該申出に係る規定の適用については、この限りでないこととしました。(第53条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 公営企業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付を行うときは、手数料を徴収することとしました。(第4条の2関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 滋賀県立総合病院の病床数を588床に変更することとしました。(第1条の規定による改正後の別表第1関係)
- 2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく組織として、滋賀県病院事業庁建設コンサルタント等選定審査委員会を新たに設置することとしました。(第1条の規定による改正後の別表第2関係)

- 3 その他の文書の手数料の最低金額を変更することとしました。(第1条の規定による改正後の別表第3関係)
- 4 滋賀県立総合病院の病床数を560床に変更することとしました。(第2条の規定による改正後の別表第1関係)
- 5 この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める日から施行することとしました。
 - (1) 1の規定 公布の日
 - (2) 2および3の規定 令和8年4月1日
 - (3) 4の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

○ 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 競走事業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付を行うときは、手数料を徴収することとしました。(第4条の2関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとしました。(第2条関係)

区 分		令和7年度	令和8年度	増減
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	校長および教員	5,031人	5,022人	△9人
	養護教員	236人	237人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	49人	△4人
	事務職員	271人	265人	△6人
	計	5,591人	5,573人	△18人
中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	校長および教員	2,852人	2,902人	50人
	養護教員	106人	111人	5人
	栄養教諭および学校栄養職員	20人	20人	0人
	事務職員	126人	123人	△3人
	計	3,104人	3,156人	52人
計	校長および教員	7,883人	7,924人	41人
	養護教員	342人	348人	6人
	栄養教諭および学校栄養職員	73人	69人	△4人
	事務職員	397人	388人	△9人
	合計	8,695人	8,729人	34人

- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 教員特殊業務手当のうち、部活動指導業務に従事した場合に支給する手当の額を引き上げることとしました。(第4条関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止する条例(条例第30号)

- 1 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第57号)および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第33号)を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 本県の地方警察職員たる警察官の定員を増員することとしました。(第1条関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。

条 例

滋賀県部等設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第4号

滋賀県部等設置条例等の一部を改正する条例

(滋賀県部等設置条例の一部改正)

第1条 滋賀県部等設置条例(昭和30年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に、「商工観光労働部」を「商工労働部」に、「土木交通部」を「^{県土整備部}交通まちづくり部」に改める。

第2条第4号中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に改め、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 観光に関する事項

第2条第5号ウ中「下水道」を「上下水道」に改め、同条第8号中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、ウを削り、エをウとし、オをエとし、同条第10号中「土木交通部」を「^{県土整備部}」に改め、イからエまでを削り、オをイとし、同条に次の1号を加える。

(1) 交通まちづくり部

ア 都市計画に関する事項

イ 交通体系の整備に関する事項

ウ 住宅および建築に関する事項

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第51号中「工業技術総合センター試験等手数料」を「南部産業技術共創センター試験等手数料」に改め、同項第52号中「東北部工業技術センター試験等手数料」を「北部産業技術共創センター試験等手数料」に改める。

別表第5中「工業技術総合センター試験等手数料」を「南部産業技術共創センター試験等手数料」に改める。

別表第6中「東北部工業技術センター試験等手数料」を「北部産業技術共創センター試験等手数料」に改める。

(滋賀県行政財産使用料条例の一部改正)

第3条 滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4項中「工業技術総合センター使用料」を「南部産業技術共創センター使用料」に改め、同表第5項中「東北部工業技術センター設備使用料」を「北部産業技術共創センター設備使用料」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(滋賀県職業能力開発審議会条例の一部改正)
- 2 滋賀県職業能力開発審議会条例(昭和44年滋賀県条例第42号)の一部を次のように改正する。
第7条中「滋賀県商工観光労働部」を「滋賀県商工労働部」に改める。
(滋賀県土地収用事業認定審議会条例および滋賀県交通安全対策会議条例の一部改正)
- 3 次に掲げる条例の規定中「滋賀県土木交通部」を「滋賀県県土整備部」に改める。
 - (1) 滋賀県土地収用事業認定審議会条例(平成14年滋賀県条例第19号)第7条
 - (2) 滋賀県交通安全対策会議条例(昭和45年滋賀県条例第49号)第5条
(滋賀県都市計画審議会条例および滋賀県開発審査会条例の一部改正)
- 4 次に掲げる条例の規定中「土木交通部」を「滋賀県交通まちづくり部」に改める。
 - (1) 滋賀県都市計画審議会条例(昭和44年滋賀県条例第35号)第7条
 - (2) 滋賀県開発審査会条例(昭和45年滋賀県条例第23号)第8条
(滋賀県環境審議会条例の一部改正)
- 5 滋賀県環境審議会条例(平成6年滋賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。
第10条ただし書中「庶務は、」を「庶務は」に改め、「おいて」の右に「、自然公園に関する審議事項に係る庶務は滋賀県交通まちづくり部において、それぞれ」を加える。
(滋賀県文化財保護審議会設置条例および滋賀県スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 6 次に掲げる条例の規定中「滋賀県文化スポーツ部」を「滋賀県観光文化スポーツ部」に改める。
 - (1) 滋賀県文化財保護審議会設置条例(昭和50年滋賀県条例第47号)第8条
 - (2) 滋賀県スポーツ推進審議会条例(昭和37年滋賀県条例第16号)第7条

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第5号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会の項中「(昭和22年政令第16号)」を削り、同項の前に次のように加える。

滋賀県知事 公室建設工 事等総合評 価審査委員 会	知事の諮問に応じて県が 発注する知事公室の所管 に属する建設工事等に係 る地方自治法施行令(昭和 22年政令第16号)第167 条の10の2第3項に規定 する落札者決定基準の策 定および同条第5項の規 定による落札者の決定に 関する事項について審査 すること。	15人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る審査 が終了 するま での期 間
---------------------------------------	--	-------	--	---

別表第1項の表滋賀県文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会の項中「滋賀県文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会」を「滋賀県観光文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会」に、「文化スポーツ部の」を「観光文化スポーツ部の」に改め、同項の次に次のように加える。

滋賀県観光事業審議会	知事の諮問に応じて観光事業に関する基本的な計画について調査審議することおよび観光事業に関する重要事項について知事に意見を述べること。	25人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が 適当と認める者	2年
------------	--	-------	--	----

別表第1項の表滋賀県公衆浴場入浴料金審議会の項の次に次のように加える。

滋賀県商工労働部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する商工労働部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
------------------------	--	-------	--	---------------------

別表第1項の表滋賀県観光事業審議会の項を削り、同表滋賀県土木交通部建設工事等総合評価審査委員会の項中「滋賀県土木交通部建設工事等総合評価審査委員会」を「滋賀県県土整備部建設工事等総合評価審査委員会」に、「土木交通部の」を「県土整備部の」に改め、同表滋賀県河川整備計画検討委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県交通まちづくり部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する交通まちづくり部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	1年
---------------------------	---	-------	--	----

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第6号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例(昭和24年滋賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「および病院事業」を「、病院事業および競走事業」に改める。

第2条第1項第1号中「3,495人」を「3,460人」に改め、同項第2号中「28人」を「29人」に改め、同項第5号中「215人」を「223人」に改め、同項第8号中「11人」を「12人」に改め、同項第9号中「72人」を「74人」に改め、同項第9号の2の次に次の1号を加える。

(9)の3 競走事業の事務部局の職員 24人

第2条第1項第10号中「3,302人」を「3,313人」に、「537人」を「535人」に、「3,839人」を「3,848人」に改め、同号ア中「2,079人」を「2,075人」に、「2,421人」を「2,417人」に改め、同号ウ中「1,184人」を「1,199人」に、「126人」を「124人」に、「1,310人」を「1,323人」に改め、同項第11号中「8,900人」を「8,910人」に改める。

第3条中「または病院事業管理者」を「、病院事業管理者または競走事業管理者」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第7号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表(52)の項オ中「第15条の4第1項」を「第16条第1項」に改め、同項カ中「第15条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第8号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の右に「(第3項および第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第5条中「第3条第2項」の右に「もしくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に、「同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」を「第3条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」に改め、「ならびに」の右に「同条第3項または」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第9条第1項中「基づき」を「より」に改め、「当該職員の」の右に「第4条または第5条第1項の規定による」を加える。

第10条第2項ただし書中「週休日」の右に「もしくは第3条第3項もしくは第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

(滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「第3条第2項」の右に「および第3項」を加え、「および」を「ならびに」に改める。

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「勤務時間を割り振らない日」を「勤務時間条例第3条第1項、学校職員勤務時間条例第4条第1項または警察職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日」に改める。

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように

改正する。

第7条第4項中「週休日の」を「職員勤務時間条例第3条第1項、学校職員勤務時間条例第4条第1項および警察職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日（第15条第4項、第16条および第19条の2第1項において「週休日」という。）の日数と職員勤務時間条例第3条第3項および職員勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項、学校職員勤務時間条例第4条第3項および学校職員勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項ならびに警察職員勤務時間条例第3条第3項および警察職員勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日（第15条第4項および第19条の2第1項において「勤務時間を割り振らない日」という。）の日数を合算した」に改める。

第15条第3項中「第5条、」を「第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、」に、「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第5条の」を「第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の」に改め、「第3条第2項」および「第4条第2項」の右に「もしくは第3項」を加え、同条第4項中「職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条、学校職員勤務時間条例第4条第1項、第5条および第6条ならびに警察職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく」を削り、「週休日」の右に「または勤務時間を割り振らない日」を加える。

第16条中「規定に基づき」を「規定により」に改め、「当該職員の」の右に「職員勤務時間条例第4条もしくは第5条第1項、学校職員勤務時間条例第5条もしくは第6条第1項または警察職員勤務時間条例第4条もしくは第5条第1項の規定による」を加え、「基づき、」を「より」に改める。

第19条の2第1項中「より週休日」の右に「もしくは勤務時間を割り振らない日」を加える。
(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「勤務した日」の右に「その他人事委員会規則で定める日」を加える。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第6条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「週休日（」および「をいう。以下同じ。）」を削る。

第14条中「週休日と」を「勤務時間を割り振らない日（病院事業庁長が定める日を除く。以下この条において同じ。）と」に、「週休日に」を「勤務時間を割り振らない日に」に改める。

第17条中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日」に改める。

(滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第7条 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条

例(令和7年滋賀県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「週休日(」および「をいう。以下同じ。)」を削る。

第13条中「週休日と」を「勤務時間を割り振らない日(ボートレース事業庁長が定める日を除く。以下この条において同じ。)」とに、「週休日に」を「勤務時間を割り振らない日に」に改める。

第16条第1項中「より週休日」を「より勤務時間を割り振らない日に」に、「週休日等」を「勤務時間を割り振らない日等」に改め、同条第2項中「週休日等」を「勤務時間を割り振らない日等」に改める。

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第8条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の右に「(第3項および第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第6条中「第4条第2項」の右に「もしくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に、「同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」を「第4条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」に改め、「ならびに」の右に「同条第3項または」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第10条第1項中「基づき」を「より」に改め、「当該職員の」の右に「第5条または第6条第1項の規定による」を加える。

第11条第2項ただし書中「週休日」の右に「もしくは第4条第3項もしくは第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

第26条中「第4条および」を「第4条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第3項中「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委

員会と協議して定める基準に従い」と、「第6条」を「第6条第1項」に改める。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「週休日の」を「学校職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日(第16条の2第1項において「週休日」という。)の日数と学校職員勤務時間条例第4条第3項および学校職員勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日(第16条の2第1項において「勤務時間を割り振らない日」という。)の日数を合算した」に改める。

第16条の2第1項中「より週休日」の右に「もしくは勤務時間を割り振らない日」を、「平成6年滋賀県条例第49号」の右に「。以下この項において「職員勤務時間条例」という。」を加え、「基づき」を「より」に改め、「当該職員の」の右に「学校職員勤務時間条例第5条もしくは第6条第1項または職員勤務時間条例第4条もしくは第5条第1項の規定による」を加え、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第9条第2項」を「職員勤務時間条例第9条第2項」に改める。

(滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年滋賀県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「週休日、」を削り、「第10条第1項」を「第4条第1項に規定する週休日、同条第3項もしくは学校職員勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日、学校職員勤務時間条例第10条第1項」に改め、同項第4号中「第6条」を「第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第11条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の右に「(第3項および第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 本部長は、職員(人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第5条中「第3条第2項」の右に「もしくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に、「同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」を「第3条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」に改め、「ならびに」の右に「同条第3項または」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第9条第1項中「基づき」を「より」に改め、「当該職員の」の右に「第4条または第5条第1項の規定による」を加える。

第10条第2項ただし書中「週休日」の右に「もしくは第3条第3項もしくは第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

付 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第9号

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加える。

第4条第6項中「次項、第29条第2項および第33条において」を「以下」に改める。

第9条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第9条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める額)ならびにこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)

(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条第2項第2号ア中「41,300円」を「69,100円」に、「3,500円」を「5,000円」に改め、同条第5項中「自動車の使用距離に応じて41,300円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」、「自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」および「(同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)」を削り、同条第6項中「月」の右に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加える。

第38条中「、第9条の2」の右に「、第9条の3」を加え、同条の表第2条の項中「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加え、同項の次に次のように加える。

第9条の3第1項	第4条第2項の規定	人事委員会規則の定めるところ
	ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項	および第36条第2項

第41条第1項および第3項中「給料」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、第5条」を「から第5条まで」に改める。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。第6項において同じ。)」を加え、同条第4項および第5項中「管理職手当」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第6条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条に次の2項を加える。

2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員の第3条第1項の給料表の給料額(定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。第24条第2項において同じ。))その他の病院事業庁長が定める職員にあつては、病院事業庁長が定める額)およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を病院事業庁長が定める時間で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して病院事業庁長が定める額を下回るものに対して、採用の日から病院事業庁長が定める日までの間、支給する。

3 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定めるものには、病院事業庁長が定めるところにより、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第18条第2項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第24条第2項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「(同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。)」を削る。

(滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(令和7年滋賀県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当)

第4条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員の第3条第1項の給料表の給料額(定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。第23条第2項において同じ。))その他のボートレース事業庁長が定める職員にあつては、ボートレース事業庁長が定める額)およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、

その額をボートレース事業庁長が定める時間で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮してボートレース事業庁長が定める額を下回るものに対して、採用の日からボートレース事業庁長が定める日までの間、支給する。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとしてボートレース事業庁長が定めるものには、ボートレース事業庁長が定めるところにより、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第17条第2項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第23条第2項中「（同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「管理職手当」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第10条の2の次に次の1条を加える。

（第2種初任給調整手当）

第10条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第7条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）ならびにこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条第2項第2号ア中「41,300円」を「69,100円」に、「3,500円」を「5,000円」に改め、同条第5項中「自動車の使用距離に応じて41,300円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」、「自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」および「(同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)」を削り、同条第6項中「月」の右に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加える。

第14条第2項中「これ」を「第2種初任給調整手当、給料の月額」に改める。

第25条第2号および第26条中「給料」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第27条第2項中「調整額」の右に「ならびに第2種初任給調整手当」を加え、同条第3項中「給料」の右に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第31条第3項中「額」の右に「から第2種初任給調整手当に相当する報酬として算定された額を控除した額」を加える。

第36条中「第9条」の右に「、第10条の3」を加え、同条の表第3条の項中「管理職手当」の右に「、第2種初任給調整手当」を加え、「地域手当、通勤手当」を「第2種初任給調整手当、地域手当、通勤手当」に改め、同項の次に次のように加える。

第10条の3第1項	第6条第2項の規定	人事委員会規則の定めるところ
	ならびに同条第3項から第5項までならびに第7条第2項および第3項	および第33条第2項

第38条第1項第1号中「基本報酬」の右に「(第2種初任給調整手当に相当する報酬として算定された部分を除く。次項第1号において同じ。)」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条、第2条および第6条の規定の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で、第3条から第5条までの規定の施行に関し必要な事項は企業管理規程で、それぞれ定める。
- 3 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年滋賀県条例第47号)の一部を次のように改正する。

付則第20条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

 滋賀県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第10号

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例

滋賀県公告式条例(昭和25年滋賀県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法第16条の規定に基づき、条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「の公布」を「を公布しようとするとき」に、「その末尾に知事が署名する」を「、知事が署名(地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。)をする」に改め、同条第3項中「これを」を削り、同項ただし書中「天災事変等に因り」を「天災その他やむを得ない事情により」に改め、「および公衆の見易い場所」を削り、「これに替える」を「行う」に改める。

第3条の見出し中「規則」を「知事の定める規則」に改め、同条中「規則にこれを」を「知事の定める規則の公布について」に改める。

第4条の見出しを「(知事の定める規程の公表)」に改め、同条第1項中「規則を除く外、」を削り、「の公表は、公布の種別」を「(規則を除く。以下同じ。)」で公表を要するものを公表しようとするときは」に、「記入し、知事印を押さなければならない」を「記入するものとする」に改め、同条第2項中「前項の規定に」を「、知事の定める規程で公表を要するものの公表について」に改める。

第5条の見出しを「(知事以外の県の機関の定める規則等の公表)」に改め、同条第1項中「議会の会議規則、傍聴人取締規則その他」を「知事以外の」に改め、「県の機関」の右に「(教育委員会を除く。以下同じ。)」を加え、「にこれを」を「の公表について」に改め、同項ただし書中「ただし、」を「この場合において、同条第1項中」に、「当該」を「、当該」に改め、同条第2項中「規定は、」の右に「知事以外の」を加え、「にこれを」を「の公表について」に改め、同項ただし書中「ただし、」を「この場合において、同条第1項中」に、「当該機関名」、「知事印」とあるのは「当該機関印」を「、当該機関名」に改める。

第6条中「規則または県」を「知事の定める規則または知事以外の県」に、「規程は、それぞれ」を「知事もしくは知事以外の県の機関の定める規程で公表を要するものは、」に、「をもつて特に」を「において当該規則または規程の」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第11号

滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例

滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例（昭和63年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

わたSHIGA輝くスポーツ振興基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 わたSHIGA輝く国スポ・障スポの愛称で開催された第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の成果を継承し、本県のスポーツの振興を図るため、わたSHIGA輝くスポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第12号

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の2.8」を「零」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第13号

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例（平成25年滋賀県条例第75号）の一部を次のように改正する。

表特定非営利活動法人しがNPOセンターの項中「令和3年7月1日から令和8年6月30日まで」を「令和8年7月1日から令和13年6月30日まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正前の表特定非営利活動法人しがNPOセンターの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に掲げる特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、なおその効力を有する。

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第14号

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

付則第6項中「琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第56号）」を「琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（令和8年滋賀県条例第14号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第15号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第61号中「別表第3の1の2の項の第4欄」を「別表第3の1の3の項の第4欄」に改める。

別表第5第2項中	化学分析	定性分析	全成分
		定量分析	1成分
		Pd、Cdの溶出試験	1試料

を	化学分析	定性分析	全成分
			1視野
		定量分析	1成分
		Pd、Cdの溶出試験	1試料

5,700 ^円
4,620
3,620

円

	5,700
	4,900
	4,620
	3,620

に改める。

別表第53(23)の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表(24)の項中「第14条第7項(同条第15項)」を「第14条第6項(同条第13項)」に改め、同表(25)の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同表(25)の2の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第5の改正規定 令和8年4月1日
- (2) 別表第53の改正規定 令和8年5月1日
- (3) 第2条第2項第61号の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)

附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第16号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4項第2号中「2,530」を「6,750」に、「5,540」を「6,010」に改め、同項第3号中「3,220」を「3,750」に改め、同表第5項中「3,760」を「1,180」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第17号

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例

滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第14条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」および「同条第3項」の右に「および第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項、」を「第14条第3項および第4項、」に、「、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同項第3号」を「第27条第1項第3号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第14条第3項および第4項(これらの規定を改正後の第21条第3項または第28条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第18号

滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県公益認定等委員会条例(平成20年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年法律第49号」の右に「。次条第2項において「法」という。」を加える。

第2条第2項中「公益法人」の右に「(法第2条第3号に規定する公益法人をいう。)もしくは公益信託(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。)」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第19号

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とする。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第19号を次のように改める。

(19) 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第20号

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成18年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第48条第1項」を「第58条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第21号

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第18条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準)

第18条 政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、子ども・子育て支援納付金納付金所得係数が同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第19条 政令第11条の2第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第20条 政令第11条の2第5項の条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第21条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数に係る政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、零を超え1未満とする。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例第4条の規定による国民健康保険事業費納付金の額の算定および市町への通知は、この条例の施行前においても、改正後の滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の規定の例により行うことができる。

滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第22号

滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

滋賀県食品衛生基準条例(平成12年滋賀県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項第2号中「別表第2の1の項ア」を「別表第2の1の項第1号ア」に改め、「同じ。）」の右に「(従業者が常駐せず全自動調理機(自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。)により調理された食品を販売する営業を除く。）」を加え、同項第3号中「調理をする営業」の右に「(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。）」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業については、4の項第8号、第9号、第13号から第15号まで、第18号および第19号ならびに前項第8号および第9号の規定は適用しない。

別表第2の1の項を次のように改める。

- 1 飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。)は、次のアからウまでに掲げる飲食店営業の区分に応じて、1日の営業において当該アからウまでに掲げる量の水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を設けること。

- ア 簡易な営業 約40リットル
- イ 比較的大量の水を要しない営業 約80リットル
- ウ 比較的大量の水を要する営業 約200リットル

(2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合は、次に掲げる基準に適合すること。

- ア 施設(全自動調理機を含む。イおよびカにおいて同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の事業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
- ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を備えた調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の事業者と連絡ができるよう、当該事業者の連絡先の掲示を行うこと。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第23号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例(昭和44年滋賀県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

占 用 物 件 の 種 類	占 用 料				
	単 位	所 在 地			
		第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
第1種電柱		940	670	570	530
第2種電柱		1,400	1,000	880	810
第3種電柱		2,000	1,400	1,200	1,100

法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第 1 種 電 話 柱	1 本につき 1 年	840	600	510	470
	第 2 種 電 話 柱		1,300	960	820	750
	第 3 種 電 話 柱		1,800	1,300	1,100	1,000
	そ の 他 の 柱 類		84	60	51	47
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき	8	6	5	5
	地下に設ける電線そ の他の線類	1 年	5	4	3	3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	820	590	500	460
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき 1 年	500	360	310	280
	変圧塔その他これに 類するものおよび公 衆電話所	1 個につき 1 年	1,700	1,200	1,000	940
	郵便差出箱および信 書便差出箱		710	500	430	390
	広 告 塔	表示面積1 平方メー トルにつき 1 年	5,400	1,900	900	580
そ の 他 の も の	占用面積1 平方メー トルにつき 1 年	1,700	1,200	1,000	940	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メー トルにつき 1 年	35	25	22	20
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの		50	36	31	28
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル未 満のもの		76	54	46	42
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの		100	72	61	56
	外径が0.2メートル 以上0.3メートル未 満のもの		150	110	92	85
	外径が0.3メートル 以上0.4メートル未 満のもの		200	140	120	110
	外径が0.4メートル 以上0.7メートル未 満のもの		350	250	220	200
	外径が0.7メートル 以上1メートル未満 のもの		500	360	310	280
	外径が1メートル以					

	上のもの			1,000	720	610	560	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5	4	3	3
			その他のもの		17	12	10	9
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,300	960	820	750
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	840	600	510	470	
		地下に設けるもの		500	360	310	280	
その他のもの				1,700	1,200	1,000	940	
法第32条第1項第4号に掲げる施設					1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額				
	上空に設ける通路			2,700	950	450	290	
	地下に設ける通路			1,600	570	270	180	
その他のもの				1,700	1,200	1,000	940	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	54	19	9	6	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	540	190	90	58	
	看板(アーチであることを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	540	190	90	58	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1	5,400	1,900	900	580	

		年					
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき 1年	1,300	960	820	750	
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	1本につき 1日	54	19	9	6
		その他のもの	1本につき 1月	540	190	90	58
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	その面積1 平方メートルにつき1 日	54	19	9	6
		その他のもの	その面積1 平方メートルにつき1 月	540	190	90	58
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき 1月	5,400	1,900	900	580
その他のもの			2,700	950	450	290	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1 平方メートルにつき1 年	1,700	1,200	1,000	940	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1 平方メートルにつき1 月	540	190	90	58	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			170	120	100	94	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額				
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額				
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額					
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	

政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額			
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.026を乗じて得た額			
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額			
政令第7条第14号および第15号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額			

付 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前にした許可に係る占用料(占用許可の期間が令和8年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和8年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第24号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第53条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 第2章の2および第3章第1節の規定は、別表第12号または第15号に掲げる事業であつて、当該事業の実施が想定される区域の全部が、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮の観点から第2章の2および同節の規定による手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについては、適用しない。ただし、当該事業を実施しようとする者が知事に当該事業について同章または同節の規定の適用を受ける旨の申出をした場合における当該申出に係る規定の適用については、この限りでない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第53条第2項の規定は、この条例の施行の前日に滋賀県環境影響評価条例第5条の4第1項の規定により同条例第5条の3第1項に規定する配慮書およびこれを要約した書類が送付された事業については、適用しない。

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第25号

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第4条の2 公営企業の業務に従事する職員であつた者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付を行うときは、手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料の額は、1件につき610円とする。
- 3 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、企業庁長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。
- 4 企業庁長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第26号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 滋賀県立総合病院の項中「635床」を「588床」に改める。

別表第2 滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県病院事業庁建設コンサルタント等
選定審査委員会

病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する土木工事および建築工事の設計および監理ならびに土木工事および建築工事に関する調査、企画、立案および助言に係る地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の

	締結のため建設コンサルタント等を選定する場合における当該選定に関する事項について審査すること。
--	---

別表第3手数料の表その他の文書の項中「1,100」を「610」に改める。

第2条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 滋賀県立総合病院の項中「588床」を「560床」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中滋賀県病院事業の設置等に関する条例別表第1の改正規定 公布の日
- (2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和8年4月1日
- (3) 第2条の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第27号

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第4条の2 競走事業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付を行うときは、手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料の額は、1件につき610円とする。
- 3 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、ボートレース事業庁長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。
- 4 ボートレース事業庁長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第28号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例(昭和32年滋賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「5,031人」を「5,022人」に、「2,852人」を「2,902人」に改め、同表養護教員の項中「236人」を「237人」に、「106人」を「111人」に改め、同表栄養教諭および学校栄養職員の項中「53人」を「49人」に改め、同表事務職員の項中「271人」を「265人」に、「126人」を「123人」に改め、同表計の項中「5,591人」を「5,573人」に、「3,104人」を「3,156人」に改め、同表合計の項中「8,695人」を「8,729人」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第29号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年滋賀県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第30号

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第57号)
- (2) 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第33号)

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第31号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例(昭和29年滋賀県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官の項中「98人」を「99人」に、「201人」を「204人」に、「1,360人」を「1,397人」に、「713人」を「732人」に、「2,372人」を「2,432人」に改め、同表合計の項中「2,679人」を「2,739人」に改め、同条第2項中「2,372人」を「2,432人」に改める。

付則第3項中「2,372人」を「2,432人」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。